

## 川口市審議会等の委員の公募に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の設置及び運営等に関する指針（平成18年11月20日付け助役依命通達。以下「指針」という。）の「8 委員の公募」について、所管課等がこれを実施するための公募の基準、方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、指針の定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所管課等 審議会等の庶務を所管する課、室又は所をいう。
- (2) 公募 審議会等の委員を市民から募集し、これに応募した者から選任することをいう。
- (3) 法令等 法律、政令及び省令並びに条例及び規則をいう。

### (公募の原則)

第3条 審議会等の委員（以下「委員」という。）の一部については、原則として、公募により選任するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募しないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に設置することを要する場合
- (2) 所掌する事項が、川口市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に係る事案を審議するものである場合
- (3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合
- (4) その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない認められる場合

### (公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、委員の定数又は総数に対して、原則として1割以上とし、公募委員の人数は、所管課等が審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

### (応募者の資格)

第5条 公募に応募することができる者の資格は、所管課等が審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

### (公募の方法)

第6条 委員の公募にあたっては、次に掲げる事項について記載した、パンフレット等を市政情報コーナーで閲覧に供するほか、広報かわぐち、市ホーム

ページに掲載する方法等を活用し、周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、募集の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募委員の人数
- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法
- (9) 委員の報酬
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他、周知することが必要と認められる事項

2 所管課等は、公募の応募を開始する日以前に応募について周知するものとし、応募の期間は 30 日以上で審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

( 応募の方法 )

第 7 条 公募委員の応募の方法は、所管課等が定めた応募に関する申込書を提出することにより行うものとする。

( 選考の方法 )

第 8 条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから所管課等が定めるものとする。

2 所管課等は、公募委員の選定のための委員会を設置し、選考の基準を定めて公平に行うものとする。

3 選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。

( 任期等 )

第 9 条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。

2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、補欠の公募委員として就任した場合で、残任期間が 1 年未満の場合は、任期終了後、次の任期に限り再任することができる。この場合において、第 7 条及び前条の規定は適用しない。

( 所管課等の作業 )

第 10 条 所管課等は、第 3 条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、公募を行う場合は次に掲げる事項等を要領に定めて、公募の事務を行うものとする。

(1) 公募の趣旨

- (2) 公募委員の人数
- (3) 応募の資格
- (4) 応募の方法
- (5) 応募の申込用紙その他公募に必要な書類の様式
- (6) 公募を市民に周知する方法及び周知する事項
- (7) 選考の方法
- (8) 公募委員の失職
- (9) 第6条各号に規定されている事項のうち必要と認められる事項  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年10月1日以後委員の改選がある審議会等から適用する。